

**全てのPTA活動
の基になります。**

PTA規約

第1章 名 称

第 1 条 本会は高槻市立清水小学校PTAと称し、その事務所を清水小学校に置く。

第2章 目 的

第 2 条 本会は学区内における児童の福祉を増進させるため会員が協力してこれに関する家庭並びに社会環境の改善と学校教育の促進に努力する。

本会は教育団体であるから、宗教や政党の色彩なく営利事業を目的としてはならない。

本会は学校管理の方向を指令したり教員の人事に干渉したりしない。

第3章 活 動

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 児童のために保護者と教職員が直結した協力のできる基をつくる。
2. 児童の人格養成の基礎は家庭生活にあることを信じて、家庭生活の改善の研究をし、よりよく親の努めを果たす助けとする。
3. 児童の学校内外における生活を補導すると共に、学校や学区内を児童の健全なる発達にとってよき温床とするよう努力する。
4. 完全なる教育予算の確保に努める。

第4章 会 員

第 4 条 本会の会員は次の通りとする。

本校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する教職員。

第5章 役 員

第 5 条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 （1名）
2. 副会長 （2名）
3. 書 記 （2名）
4. 会 計 （1名）

役員の任期は1年とする。欠員のための補充の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 条 総て役員は総会において承認される。

第 7 条 会長の任務は次の通りとする。

1. 本会を代表する。
2. 総会、委員総会を召集し、その議長を委嘱する。
3. 実行委員会を召集し、その議長となる。

4. 各委員会に出席して意見を述べることができる。

第 8 条 副会長の任務は次の通りとする。

1. 会長を補佐する。
2. 会長事故ある時、その任務を代行する。

第 9 条 書記の任務は次の通りとする。

1. 総会、委員総会及び実行委員会の議事を記録し、保管する。
2. 本会の重要な活動又は行事を記録し、保管する。
3. その他本会の事務を処理する。

第 10 条 会計の任務は次の通りとする。

1. 各家庭の会員数を調査し、会費の徴収事務を行う。任務上知り得た個人情報については、これを守秘する義務を負う。
2. 総会にて決定した予算に基づいて総ての会計事務を処理する。
3. 会計を記録し、その証拠書類と共にこれを保管する。
4. 会員の要求があれば、会長の決裁により会計簿を閲覧に供する。
5. 本会の財産を管理する。
6. 会員20名以上から会計に関する要求があった時は合議し、結果をその会員に説明しなければならない。

第6章 会計監査委員

第 11 条 本会は会計監査委員（2名）をおく。

会計監査の任務並びに権限は次の通りとする。

1. 決算監査を行い総会にて監査結果を報告する。
2. 必要に応じ中間監査を行い、その結果について会長に意見を述べる。

第7章 役員選出

第 12 条 本会の役員選出は指名委員会において行う。

第 13 条 役員の候補者は立候補した者及び指名委員会において指名された者とする。
立候補者は告示後10日以内に指名委員会に届け出る事により資格を有する。
指名委員会は役員候補者及び、会計監査委員候補者を決算総会の3日前に全会員に予告しなければならない。

候補者が多数の場合は選挙を行う。選挙は単記無記名投票とする。

第 14 条 指名委員会については次の通り定める。

1. 指名委員会の構成員は次のとおりとする。

役員より	1名	} それぞれ互選し委員長、 副委員長を各1名決める。
学級委員会より	6名	
広報委員会より	1名	
家庭教育学習委員会より	2名	
地区委員会より	2名	
教職員より	1名	

2. 役員の各定数の候補者を指名する。
3. 指名する場合は前もって被指名者の承諾を得なければならない。
4. 委員の名前は前もって発表しておく。
5. 役員選出の度ごとに臨時的に設置され、選挙終了後直ちに解散する。
6. 指名委員会は役員選出に関する事務一切を行う。

第8章 機 関

第 15 条 本会は次の機関をおく。

1. 総 会
2. 委 員 総 会
3. 実行委員会
4. 学級委員会・広報委員会・家庭教育学習委員会・地区委員会

第 16 条 総会は全会員をもって構成され本会最高の決議機関で年2回の定期総会を開く。（3月・5月）

総会は会長が召集する。

議長はその都度会員中より選出し、会長はこれを委嘱する。

総会は会員の10分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決定する。

可否同数の時は議長がこれを決定する。

第 17 条 定期総会は次の事を定める。

1. 役員の改選と就任
2. 委員長、委員の承認
3. 事業及び決算承認
4. 監査報告
5. 事業計画及び予算の審議
6. その他本会の目的達成に必要な事項

第 18 条 本会は定期総会のほかに次の通り臨時総会を開くことができる。

会長が必要と認めたとき及び、会員の10分の1以上の要請があるとき。

第 19 条 総会の日時、場所、議案を3日前までに全会員に通知しなければならない。

総会はあらかじめ提出された議案の他に緊急に提出された事についても審議することができる。

第 20 条 委員総会は総会に次ぐ決議機関であって必要と認めた場合、会長がこれを召集する。

委員総会は、実行委員会、学級委員会、広報委員会、家庭教育学習委員会、地区委員会の構成員及び教職員委員をもって構成される。

委員総会は、会の運営について審議するほか総会で委任された事項の議決をする。

会議の持ち方は、すべて総会に準ずる。

第 21 条 実行委員会は、役員、学級委員長、副委員長、広報委員長、副委員長、家庭教育学習委員長、副委員長、地区委員長、副委員長、学校長、教頭及び教職員代表をもって構成され、その任務は次の通りとする。

1. 本会の運営を円滑にするために各委員会の連絡調整をはかること。
2. 総会、委員総会より与えられた事項の執行に関すること。
3. 総会、委員総会に提出する議案の調整及び日程を提案すること。
4. 緊急事項の処理に関すること。

委員会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は会長がこれを決定する。

第 22 条 本会は次の委員会を常設する。

1. 学級委員会
2. 広報委員会
3. 家庭教育学習委員会
4. 地区委員会

各委員会は委員長、副委員長をおき、委員長は当該委員会を召集してその議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その任務を代行する。

家庭教育学習委員、広報委員は各学級の保護者から1名選出し、それぞれの委員会に分かれ、委員長、副委員長はそれぞれに互選する。

第 23 条 地区委員会の任務は次の通りとする。

1. 各地区における会員相互の連絡と親睦をはかる。
2. 各地区の児童の校外における自主活動及び自治活動の指導又は援助をする。
3. 会員名簿を作り常に会員の異動について知っているようにする。
4. 通信の伝達その他各委員会の活動に協力する。
5. 地区において本会の情報宣伝活動を行う。

地区委員は地区毎に30世帯に1名の割で各地区の実情にあわせて選出することを原則とする。

委員長、副委員長は地区責任者の互選とする。

各地区の委員互選により、当該地区責任者を定める。

地区責任者はその地区委員を代表する。

第 24 条 学級委員会の任務は次の通りとする。

1. 学校教育の理解を深めるため、教職員と保護者の相互連絡を密にする。
2. 学級行事の運営に協力し、教室の美化並びに整備をして児童のためにより環境をつくる。

学級委員は、各学級の保護者から2名選出し、学年委員長、副委員長を互選し、学年内の各学級、学年相互の連絡を密にする。

各学年委員長より学級委員長、副委員長を互選する。

第 25 条 家庭教育学習委員会の任務は次の通りとする。

1. 子育て・子どもの読書・家族の健康・生活習慣・食育・防犯・情報化・環境・時事問題など高槻市教育委員会が認める活動の企画立案、運営を行う。
2. 会員の教養向上に関することに当たる。

第 26 条 広報委員会は、学校教育及びP T A活動の理解を深めるため、広報活動に当たる。

第 27 条 会長は必要に応じ実行委員会の同意を得て臨時委員会を置くことができる。委員長は会員中より会長が指名する。又、会長が就任しても差し支えない。委員は会員中より委員長が推薦して会長がこれを委嘱する。

第 9 章 経 理

第 28 条 本会の経費はすべて予算に計上し会費及びその他の収入にて支弁される。本会の会計は会計監査委員の監査を受けなければならない。本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 29 条 本会の会費は、会員1世帯につき年額1500円とする。

第 30 条 本会の会費は、事情により減免されることがある。

第 10 章 付 則

第 31 条 役員、各委員は男女同数が望ましい。

第 32 条 本規約の改正は総会において出席数の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 33 条 清水小学校P T A弔慰規定は実行委員会にて別に定める。

第 34 条 会員はクラブに加入することができる。クラブ規定は別に定める。

第 35 条 本規約は昭和58年5月17日より施行する。

昭和63年5月21日一部改正

平成 5年5月29日一部改正

平成11年5月29日一部改正

平成12年3月 4日一部改正

平成13年5月19日一部改正

平成15年3月 8日一部改正

平成16年3月 6日一部改正

平成20年5月24日一部改正

平成23年3月12日一部改正

以上

弔 慰 規 定

第1条 この規定は本規約第10章33条に基づき、定める。

第2条 弔慰金については、次のとおりとする。

会員、児童及び教職員の配偶者が死亡したとき。

供花料と金5000円

第3条 前記の弔事の場合は、本会を代表して、次の者が参列する。

会長 当該学級委員

第4条 本規定に定めるほか、特別の場合にはその都度、役員で協議して行い実行委員会に報告する。

第5条 本規定は、実行委員会の議決を経なければ、改廃することはできない。

第6条 本規定は、昭和63年 4月 1日より実施する。

平成 6年 5月 7日一部改正

平成11年 5月15日一部改正

平成14年 3月31日一部改正

ク ラ ブ 規 定

この規定は本規約第10章34条に基づき、定める。

【目 的】

1. P T A活動の一環として、スポーツ・文化活動を通じて会員相互の親睦を深め、P T A活動の活性化を目的とする。

【要 件】

2. 構成員は原則として清水小学校P T A会員とする。O B等については各クラブに任せる。
3. 学校の施設（体育館・グラウンド）使用については、学校開放委員会にて調整し、教室の使用及び、設備の使用については、学校長の許可を得て使用することができる。
4. 部長会議は、各クラブ代表者と実行委員会の代表者で構成される。
5. P T Aクラブとしての承認と継続は、クラブ部長会議で協議のうえ、実行委員会で決定する。

A. 新しくクラブを設けようとする場合

- イ. 入部希望会員10名以上連記のうえ、クラブ活動内容を明らかにし、実行委員会に申請する。
- ロ. 実行委員会はクラブ設置申請を審議し、1年は同好会として様子を見る。
- ハ. 同好会としての活動を経て、実行委員会（2月）、総会（3月）にて会員の承認を得、P T Aクラブとする。

B. 既存クラブについて

- イ. 年度始めに部員（O Bを含まない）が10名未満の場合、部長会議を経て、実行委員会でクラブの存続について審議する。
- ロ. 活動の一時停止、解散については実行委員会に届け出る。

【義 務】

6. P T Aクラブは、実行委員会に次の書類を提出する。
 - イ. 部員名称（部長名・部員名・電話番号）
 - ロ. 活動報告書及び活動計画書
 - ハ. 会計報告書
7. 年2回部長会議と、必要に応じて臨時部長会議を開く。
8. 活動に応じて部員集める。
9. 義務6において不明瞭なものがあれば、再提出及び助成の停止を実行委員会で審議のうえ行う。